

令和3年度若桜町一般会計当初予算における引上げ分の地方消費税交付金
(社会保障財源分)が充てられる社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日からの消費税率引上げに伴う地方消費税交付金の増収分については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費」に充てるものとされています。

(歳入) ・地方消費税交付金	69,351 千円
(うち社会保障財源分)	43,405 千円
(歳出) ・社会保障施策に要する経費	843,503 千円
(うち一般財源)	604,400 千円

【社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	うち社会保障財源分化の地方消費税交付金
			国県支出金	地方債	その他		
社会福祉費	社会福祉総務費	140,335	22,292		1	118,042	8,477
	老人福祉費	140,345	8,829		236	131,280	9,428
	特別医療対策費	23,386	8,424		3,001	11,961	859
	障がい者福祉費	112,300	81,507			30,793	2,211
	社会福祉施設費	16,034	6,397		34	9,603	690
	国民年金事務費	159				159	11
	地域福祉センター運営費	8,070				8,070	579
	包括支援センター運営費	3,127	85		2,010	1,032	74
	後期高齢者医療事務費	78,884	12,405			66,479	4,774
児童福祉費	児童福祉総務費	77,471	5,985	2,100	15	69,371	4,982
	児童措置費	23,642	19,980			3,662	263
	ひとり親家庭福祉費	18,524	10,588		701	7,235	520
	児童福祉施設費	37,535	2,118		1,469	33,948	2,438
生活保護費	生活保護総務費	7,106	1,040			6,066	436
	生活保護扶助費	63,231	47,317		187	15,727	1,129
保健衛生費	保健衛生総務費	51,474	24			51,450	3,695
	予防費	15,097	1,098			13,999	1,005
	母子衛生費	3,163	505		3	2,655	191
	健康増進事業費	22,554	752			21,802	1,566
	保健衛生施設費	1,066				1,066	77
合計		843,503	229,346	2,100	7,657	604,400	43,405